

民事再生事件等手続費用一覧表

(平成27年10月1日)

名古屋地方裁判所民事第2部再生係

【個人再生事件の申立て(小規模個人再生事件・給与所得者等再生事件 共通)】

収入印紙	1万円		
申立書	正本1通(個人再生委員が選任されることになった場合のみ, 副本1通を追完)		
郵便切手	代理人申立の場合 ※ 裁判所で書面を受領する場合	基本	120円 × (債権者数 × 2)
		住宅資金特別条項を定める場合の加算	20円 × 債権者数
	遠方の代理人申立, 本人申立(司法書士関与事件を含む)の場合 ※ 郵送で書面を受領する場合	基本	120円 × (債権者数 × 2) 120円 × 1 82円 × 5 10円 × 10 1円 × 10
		住宅資金特別条項を定める場合の加算	20円 × 債権者数
予納金	原則	12,268円	
	個人再生委員を選任する場合の加算	15万円～ (事案によって増減します)	

【通常再生事件の申立て】

収入印紙	1万円			
申立書	正本1通, 副本2通			
郵便切手	債権者数	50人未満	(120円, 82円, 20円, 10円) × (債権者数 + 20) 枚 1円 × 50枚	
		50～200人	(120円, 82円, 20円, 10円) × 50枚 1000円 × 債権者10人ごとに2枚 1円 × 50枚	
		201～500人	(120円, 82円, 20円, 10円) × 100枚 1000円 × 債権者10人ごとに2枚 1円 × 50枚	
		501人以上	事案ごとに検討しますので, 事前にご相談ください	
予納金	監督委員選任型 (法人等)	負債額	1億円未満	200万円
			1億円 ～ 10億円未満	250万円
			10億円 ～ 30億円未満	300万円
			30億円 ～ 50億円未満	350万円
			50億円 ～ 100億円未満	500万円
			100億円 ～ 250億円未満	900万円
			250億円 ～ 500億円未満	1000万円
			500億円 ～ 1000億円未満	1200万円
			1000億円以上	1300万円以上
	監督委員選任型 (個人事業者)	従業員数	なし又は親族のみ	負債額 5000万円未満
負債額 5000万円以上				60万円
5名以下			負債額 1億円未満	80万円
			負債額 1億円以上	150万円
5名を超える	法人と同様			
調査委員選任型 (非事業者等)	30万円			